

日 付	令和 7 年 5 月 28 日
担当所属	山梨県教育庁 特別支援教育・児童生徒支援課
担当者名	課長 玄 間 修
連絡先	055-223-1752 (内線 8380)

令和 8 年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の 基本事項について

- 1 令和 8 年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項を別紙のとおり定め、実施する。
- 2 令和 8 年度の基本事項について
 - (1) 幼稚部について
盲学校及びろう学校において、入学検査を実施する。また、入学検査の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。
 - (2) 高等部本科について
高等部を設置する特別支援学校 9 校において、入学検査を実施する。
また、盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校の単一障害、やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校の肢体、病弱の単一障害及び高等支援学校桃花台学園において、再募集を実施する。(桃花台学園は入学許可予定者が募集定員に満たない場合のみ実施)
 - (3) 高等部専攻科について
盲学校において、入学検査を実施する。また、入学検査の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。
 - (4) その他
入試の詳細については、10 月に発表する「令和 7 年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、「令和 7 年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「令和 7 年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」で定める。

公告

令和8年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について

山梨県教育委員会

1 募集定員

各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

2 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当する者とする。

学 校 名	募 集 区 分		要 件
盲学校	幼稚部		(1) 幼稚部 学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第 22 条の3に規定する視覚障害者で、令和8年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者
	高等部	本科普通科 本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	(2) 高等部本科 施行令第 22 条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和8年3月に卒業見込みの者 ② 中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは令和8年3月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者（以下「中学校卒業見込者等」という。） ③ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (3) 高等部専攻科 施行令第 22 条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 盲学校高等部本科、高等学校、これに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 ② 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ろう学校	幼稚部		(1) 幼稚部 施行令第 22 条の3に規定する聴覚障害者で、令和8年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者
	高等部	本科普通科	(2) 高等部 施行令第 22 条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和8年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

学 校 名	募 集 区 分		要 件
甲府支援学校	高 等 部	本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する肢体不自由者又は病弱者（病弱以外の障害を併せ有していない者）で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和 8 年 3 月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
あけぼの支援学校	高 等 部	本科普通科	
わかば支援学校	高 等 部	本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和 8 年 3 月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
かえで支援学校	高 等 部	本科普通科	
やまびこ支援学校	高 等 部	本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（病弱以外の障害を併せ有していない者）で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和 8 年 3 月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ふじざくら支援学校	高 等 部	本科普通科	
高等支援学校桃花台学園	高 等 部	本科産業技術科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者で、次の (1) から (3) の全てに該当する者 (1) 次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和 8 年 3 月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (2) 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 (3) 基本的生活習慣を身につけており、自主通学のできる者

3 出願、入学検査及び選抜方法

(1) 高等支援学校桃花台学園（以下「桃花台学園」という。）

① 出願

ア 出願の制限

(ア) 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。

(イ) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和7年12月26日（金）までに受けること。

イ 出願期間

令和8年1月15日（木）（一括受付）、同月16日（金）（受付：午前9時～午後4時）及び同月19日（月）（受付：午前9時～正午）とする。

ウ 出願書類

(ア) 入学願書

(イ) 志願理由書

(ウ) 確約書

(エ) 調査書

(オ) 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和7年12月以降発行のもの

(カ) 健康診断票

医療機関が発行したもの（桃花台学園校長が指定する様式による。）で、令和7年12月以降に受診したもの

(キ) 山梨県総合教育センター相談支援センターが令和7年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。ただし、県立特別支援学校中学部を令和8年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者は、所見の提出は不要とする。）

② 入学検査

ア 期日

令和8年1月29日（木）

イ 会場

桃花台学園

ウ 入学検査の内容

学力検査、作業能力検査及び面接

③ 追検査

ア 対象者

新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

イ 期日

令和8年2月4日（水）

ウ 会場

桃花台学園

エ 追検査の内容

「3 (1) ② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

桃花台学園校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校（以下「盲学校等」という。）

① 出願

ア 出願の制限

出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。

イ 出願期間

令和8年2月12日（木）から13日（金）、同月16日（月）から17日（火）（受付：午前9時～午後4時）及び同月18日（水）（受付：午前9時～正午）とする。

ウ 出願書類

a 入学願書

b 調査書（幼稚部は除く。）

c 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和8年1月以降発行のもの

d 健康診断票又は指定様式の診断書

医療機関が発行したもの（志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。ただし、病弱者については県教育委員会が指定する様式による。）で、令和8年1月以降に受診したもの（志願先特別支援学校の中学部を令和8年3月卒業見込みの者を除く。）

あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター発行のものとする。

学校名	健康診断票又は指定様式の診断書 (志願先特別支援学校の中学部を令和8年3月卒業見込みの者を除く。)
盲学校	(視覚障害者) 令和8年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しにより替えることができる)
ろう学校	(聴覚障害者) 令和8年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しにより替えることができる)
甲府支援学校	(肢体不自由者) 令和8年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (病弱者) 令和8年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による）
あけぼの支援学校	(肢体不自由者) 令和8年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票（あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者） (病弱者) 令和8年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による）
わかば支援学校	(知的障害者) 山梨県総合教育センター相談支援センターが令和7年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」 (すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる)
かえで支援学校	
やまびこ支援学校	(肢体不自由者) 令和8年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (病弱者) 令和8年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による） (知的障害者)
ふじざくら支援学校	山梨県総合教育センター相談支援センターが令和7年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる）

エ 出願上の留意事項

志願者は、令和7年12月26日（金）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学部を令和8年3月卒業見込みの者は除く。）

② 入学検査

ア 期日

令和8年3月4日（水）

イ 会場

各志願先特別支援学校

ウ 入学検査の内容

学校名	募集区分		検査内容
盲学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
		本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	・学力検査 ・面接 ・機能検査
ろう学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
甲府支援学校	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接 ・生活動作検査
あけぼの支援学校			
わかば支援学校			
やまびこ支援学校			
ふじざくら支援学校			
かえで支援学校			

※ 盲学校高等部本科保健医療科、専攻科保健医療科及び専攻科理療科以外の募集区分においては、志願者の障害及び健康状態に応じて検査内容を変更又は一部免除することがある。

③ 追検査

ア 対象者

盲学校高等部本科保健医療科、専攻科保健医療科及び専攻科理療科における入学者選抜の入学検査志願者のうち、新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

イ 期日

令和8年3月10日（火）

ウ 会場

盲学校

エ 追検査の内容

「3（2）② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

志願先特別支援学校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

4 入学許可予定者の発表

(1) 桃花台学園

令和8年2月6日（金）

なお、桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び特別支援学校高等部入学者選抜検査に出願することはできない。

(2) 盲学校等

令和8年3月12日（木）

5 再募集

盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部並びに桃花台学園において、再募集を実施する。

なお、盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）、ろう学校幼稚部及び桃花台学園においては、入学許可予定者が募集定員に満たない場合に限り実施する。

- (1) 盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部

① 出願資格

ア 盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）及びろう学校幼稚部

「2 出願資格」による。

イ 高等部（盲学校専攻科を除く。）

(ア) 「2 出願資格」に該当する各特別支援学校の当該障害種別（やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校においては、肢体不自由及び病弱）の単一障害者

(イ) 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

② 出願の制限（高等部）

公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。

③ 出願期間

令和8年3月13日(金)（受付：午前9時～午後4時）及び同月16日(月)（受付：午前9時～正午）とする。

④ 入学検査の内容

志願先特別支援学校長が別途定める。

⑤ 検査期日

令和8年3月17日(火)

⑥ 入学許可予定者の発表

令和8年3月19日(木)

⑦ 出願上の留意事項

志願者は、令和7年12月26日(金)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学部を令和8年3月卒業見込みの者は除く。）

- (2) 桃花台学園

① 出願資格

ア 「2 出願資格」による。

イ 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

② 出願の制限

ア 公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。

イ 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和7年12月26日(金)までに受けること。

③ 出願期間

令和8年3月13日(金)（受付：午前9時～午後4時）及び同月16日(月)（受付：午前9時～正午）とする。

④ 入学検査の内容

桃花台学園校長が別途定める。

⑤ 検査期日

令和8年3月17日(火)

⑥ 入学許可予定者の発表

令和8年3月19日(木)

6 実施要項

詳細については、別に定める「令和8年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、

「令和８年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「令和８年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」による。

令和8年度 県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜日程

令和8年 1月			令和8年 2月			令和8年 3月		
1	木		1	日		1	日	
2	金		2	月		2	月	
3	土		3	火		3	火	
4	日		4	水	桃花台学園追検査	4	水	盲学校等入学検査
5	月		5	木		5	木	
6	火	桃花台学園 県外入学志願 申請期間	6	金	桃花台学園入学許可 予定者発表	6	金	
7	水		7	土		7	土	
8	木		8	日		8	日	
9	金		9	月		9	月	
10	土		10	火		10	火	盲学校追検査(普通科除く)
11	日		11	水	建国記念の日	11	水	
12	月	成人の日	12	木		12	木	盲学校等入学許可予定者発表
13	火		13	金		13	金	へ再募集 盲学校・ろう学校・甲府支援学校・ あがほの支援学校・やまびこ支援学校 ふじぞくら支援学校・桃花台学園 支援学校・桃花台学園支援学校 特別支援学校再募集 出願期間 (土日は受付なし)
14	水		14	土		14	土	
15	木	桃花台学園 出願期間 (土日は受付なし)	15	日		15	日	
16	金		16	月		16	月	
17	土		17	火		17	火	特別支援学校再募集検査
18	日		18	水		18	水	
19	月		19	木		19	木	特別支援学校再募集 入学許可予定者発表
20	火		20	金		20	金	春分の日
21	水		21	土		21	土	
22	木		22	日		22	日	
23	金		23	月	天皇誕生日	23	月	
24	土		24	火		24	火	
25	日		25	水		25	水	
26	月	通学区外又は 盲学校等 県外入学志願 申請期間	26	木		26	木	
27	火		27	金		27	金	
28	水		28	土		28	土	
29	木	桃花台学園入学検査				29	日	
30	金					30	月	
31	土					31	火	

※志願者は、令和7年12月26日（金）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先の特別支援学校の中学部を令和8年3月卒業見込みの者を除く。）